

## 令和2・3年度育水の森間伐及び素材生産業務 委託仕様書

### (目的)

第1条 本仕様書は、公益財団法人くまもと地下水財団（以下「甲」という。）が所有する水源涵養林「育水の森」の水源涵養機能の向上及び間伐材の有効活用を推進することを目的として実施する、令和2・3年度育水の森間伐及び素材生産業務（以下「本業務」という。）に関して、受託者（以下「乙」という。）に委託する際の仕様を定めるものである。

### (業務概要)

第2条 本業務対象地の基本情報及び業務実施条件の概要は以下とする。

- (1) 履行場所：阿蘇郡西原村河原字追駄 3504-1
- (2) 履行期間：契約締結日から令和4年1月31日
- (3) 間伐面積：6.3ha  
(内訳) 令和2年度 3.0ha  
令和3年度 3.3ha
- (4) 間伐率：概ね30%（林況・材積に応じて20～40%で調整）
- (5) 樹種：スギ・ヒノキ 林齢おおよそ59～87年生
- (6) 素材生産予定数量：535m<sup>3</sup>  
(内訳) 令和2年度 255m<sup>3</sup>  
令和3年度 280m<sup>3</sup>
- (7) 森林作業道作設予定数量：1,600m  
(内訳) 令和2年度 800m  
令和3年度 800m

※予定数量は変動する場合がある。

### (契約方法)

第3条 本業務は下記の条件の契約とする。

- (1) 本業務は契約締結日から令和4年1月31日までの2年度分の業務委託契約とする。
- (2) 本業務は「間伐及び素材生産費」1m<sup>3</sup>あたりの単価と甲が指定する「木材市場への運搬費」1m<sup>3</sup>あたりの単価と「森林作業道作設」1mあたりの単価で契約する複数単価契約とする。
- (3) 乙は、甲の委託費の予算の範囲で業務を実施すること。ただし、履行場所の植生状況や環境、木材市場の動向等により、甲乙協議のうえ甲は本業務の予定数量及び委託費の予算を変更することができる。

### (準拠する法令等)

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記の関係法規等に準拠して行うものとする。

- (1) 森林法
- (2) 森林・林業基本法

(3) その他の関係法令

(現場監督)

第5条 乙は、業務従事者の中から、本業務に精通した実務経験豊かな者を現場監督として専任するものとし、甲に対し現場監督届を提出するものとする。

2 現場監督は、本業務の実行に直接必要な労働者の管理を行うとともに、進捗状況を的確に把握し、甲と連携を密にして、円滑で効率よい業務の遂行を図るものとする。

(作業計画)

第6条 乙は契約締結後、速やかに下記の書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。なお、変更についても同様とする。

(1) 着手届

(2) 工程表

(3) 社会保険等加入状況一覧表

(進捗管理)

第7条 甲は、本業務の履行について必要があるときは、乙の作業状況を調査し、もしくは乙に報告を求め、又は乙の作業する場所等に入り、検査することができる。

2 乙は、施工前、施工中、施工後の状況を写真等に記録し提出すること。

3 業務内容に関する協議や、甲乙の協議により本仕様書の仕様内容に変更が生じた場合は、甲が指定する雛形をもとに業務打合簿を2部作成し、甲乙共に記載事項を確認し、それぞれ1部を保管するものとする。

(選木)

第8条 間伐対象木の選定は、下記条件を準拠して行うものとする。

(1) 選木にあたっては、植栽樹種の均等配置を念頭に置き、定性間伐及び下層間伐を原則とすること。

(2) やむを得ず列状間伐を行う場合は、甲の事前承認を得ること。

(3) 間伐率は概ね30%とし、業務対象地の部分的な偏りが生じないようにすること。

(4) 災害上の危険性がある木や、周辺木への悪影響が懸念される損傷木、病木、虫害木、枯損木等は、優先的に選木し伐倒対象とすること。

(5) 選木により、甲が定める見込素材生産量の1割を下回る、または上回ると見込まれる場合は、早急に甲に連絡し、必要な指示を受けること。

(伐倒)

第9条 間伐対象木の伐倒は、下記条件を準拠して行うものとする。

(1) 伐倒の工程の着手が工程表より遅れる場合は、事前に甲に連絡し、了承を得ること。

(2) 伐倒にあたっては、残存木を損傷しないように注意して伐倒方向を定め、掛り木を生じさせないようにすること。

(3) 掛り木については、そのまま放置することなく、危険のないよう適切に処理しなければならない。

(3) 伐採点は、概ね地際より20cm以内とする。根腐れ等がある場合は、適宜変更すること。

- (4) 伐倒した木は全て後述する造材の対象とし、林地残材の最小化に努めること。
- (5) 豪雨等で流出しないような措置を講ずるとともに残存枝状は、育水の森内・道路沿線に散乱しないよう整理すること。

(造材)

第 10 条 素材の評価基準を次のように定義する。下記条件を準拠し、A材の材積が最大化するよう造材を行うこと。

□素材の評価基準

A材：柱・梁・桁・土台等の構造用製材に利用される通直材として支障のない材。(直材)

B材：国産材合板、集成材用ラミナに利用される材。(やや曲がり材)

- (1) 伐倒木は、梢端部まで丁寧に枝を払い、採材は、腐れ、変色、空洞、曲りなどの欠点を精査し、市場性のある径級・材長に玉切りすること。
- (2) 材曲がりや損傷木は、その部分を避けて可能な限りA材となるように採材し、続いてB材となるように優先順位を付けて採材すること。
- (3) 造材対象の木が直材の場合は、3m、4m、6mに採材することとし、やむを得ない場合にのみ2mに採材すること。ただし、2mに採材する場合は、木材市場価格の動向等を勘案し、有利と認められる場合のみとする。
- (4) 造材対象の木が全体的に曲り材の場合は、可能な限り直材として3m、4mに採材することとするが、やむを得ない場合にのみ2mに採材すること。ただし、2mに採材する場合は、木材市場価格の動向等を勘案し、有利と認められる場合のみとする。
- (5) 伐倒した木のうち、極端に曲がり大きいなど搬出・積載・運搬の効率を大幅に低下させる要因があるものについては造材の対象とせず、本条(7)と同様の措置を行うこと。
- (6) 造材の方法は、木材市場の動向を考慮し、甲が指定する木材市場の担当者の指示により、適宜変更するものとする。
- (7) (1)～(6)の工程によって発生した枝条及び穂先は、林内環境や防災に配慮した上で分散させておくこと。

(搬出)

第 11 条 下記条件を準拠し、造材した素材をトラック道に隣接する土場に搬出すること。

- (1) 土場への搬出にあたっては、素材の損傷に注意して作業するとともに、残存立木や隣接地立木を損傷しないように十分注意すること。
- (2) 市場に出荷する素材とは、基本的にA材及びB材と見込まれる素材とする。ただし、曲がり材・大曲り材(いわゆるC材)でも、末口径が大きく状態が良いなど、B材と同等以上の市場価格が期待できる素材は、市場に出荷する区分をして集材すること。
- (3) 素材の区別や積載、運搬がしやすいように措置すること。
- (4) 虫害等による素材の劣化を防ぐため、土場の有効活用と素材の効率的な運搬の促進に努めること。土場における素材の長期間の保管を避けること。
- (5) 既存の土場の拡大や新たな土場の造成が必要な場合は、甲乙協議の上、周辺環境及び素材の積載・運搬時の効率性を考慮して、簡易的な土場を整備することができる。ただし、整備するにあたっては委託業務の範囲内とするが、その条件で実施できない場合は、甲乙協議により、その後の対応を決定する。

(6) 集材及び業務に使用した林道・作業道等は、事後の使用に支障の無いよう整備すること。

(木材市場への運搬)

第 12 条 木材市場への出荷分として区分された素材を下記条件により運搬すること。

- (1) 肥後木材株式会社へ運搬すること。
- (2) 運搬先で素材搬入時における現地での必要な手続きを行うこと。
- (3) 各年度は 1 月初旬に開催される市日（初市）の前日までに、対象となる素材の運搬を終えておくこと。
- (4) 運搬した量（材積）は、木材市場における売上傳票から算出すること。

(森林作業道)

第 13 条 甲乙の協議により、本業務の実施の都合上、必要であると認められる場合は、下記条件を準拠し、新たな森林作業道を作設することができる。

- (1) 路線線形は、事前に甲に提示し、甲の了承を得ておくこと。
- (2) 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している個所を通過するように選定する。
- (2) 森林作業道の作設費は、熊本県が制定する標準単価を上限とする。ただし、特別な工法を用いる場合は、他の公的機関等で定める標準単価を採用することも可能とする。
- (3) 森林作業道は、林野庁が制定する森林作業道作設指針を基準として作設すること。
- (4) 幅員は 2.5m を基準とし、作業の安全性、作業性の確保から当該作業を行う区間に限って、必要最低限の余裕幅を付加することができることとする。
- (5) 森林作業道の切土高さは 1.5m 程度以内とすること。高い切土が連続しないよう注意する。切土は垂直となるようにすること。
- (6) 森林作業道に到達した雨水が谷部に流れるように緩やかに勾配を設けること。ただし、林内作業車の運行上、安全性が確保できない場合はこの限りではない。
- (7) 縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として、路面に集まる水を安全、適切に処理する。
- (8) 排水はカーブ上部の入口付近で行い、曲線部への雨水の流入は極力さけるものとする。

(その他)

第 14 条 本業務の運搬の際には、搬出経路の耐久性確保のため、指定した水路の道路には敷鉄板を配置すること。なお、敷鉄板の安全対策は十分に行うこと。

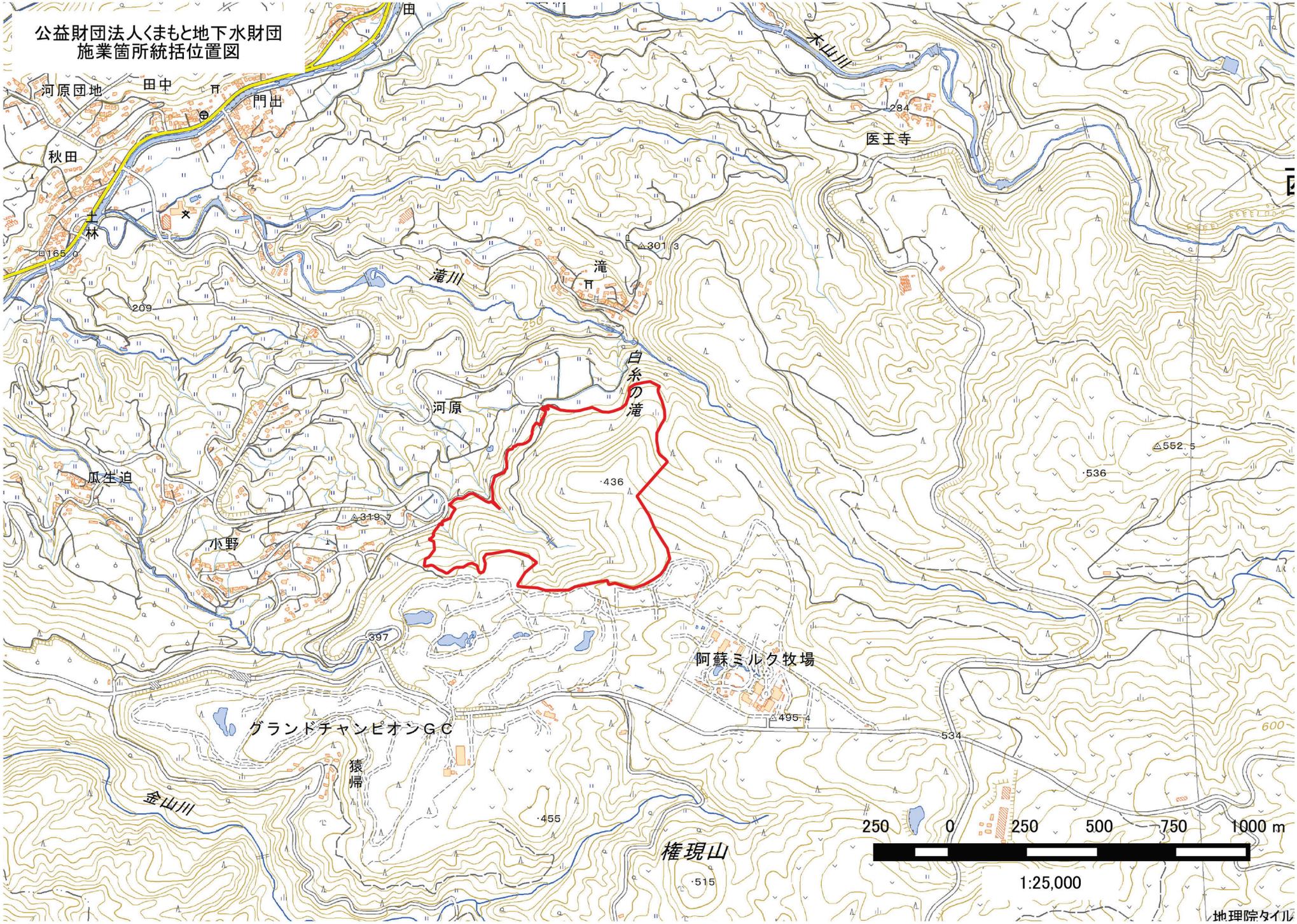
2 事業実施区域の確定には、GPS 測量等を用い確定するものとする。測量データ及び測量関係図面は事業完了後、委託者に提出すること。

3 作業区域内には水道用の配水管が横断しているため、事前に配水管の位置を確認し、切断等がないように細心の注意を払って作業を行うこと。

(疑義)

第 15 条 本業務の実施及び方法は、契約書で定められたもののほか本仕様書に基づき実施するものとするが、これに定めていないもの又はこれによりがたいときは、甲乙協議して定めるものとする。

公益財団法人くまもと地下水財団  
施業箇所統括位置図



施業箇所位置図

事業名：令和2・3年度度育水の森間伐及び素材生産業務

場所：阿蘇郡西原村河原追駄3504-1

令和2年度(緑色)：21林班-126、130、141小班

令和3年度(水色)：21林班-128、130、132、137小班

縮尺：1/5,000

凡例

育水の森境界

敷鉄板

トラック道

配水管

既存作業道

令和2年度間伐予定地(3.0ha)

令和3年度間伐予定地(3.3ha)

